

令和4年度の後期高齢者医療保険料

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』と、前年の所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。令和4年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

均等割 【1人当たり保険料】 51,892円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得－最大43万円の控除)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切り捨て)
-------------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

※所得とは、前年の『収入』から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです

※前年の所得金額により、所得割に適用される43万円の控除額が異なる場合があります

保険料の軽減

●均等割の軽減

- ▷軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も、判定の対象です
- ▷昭和32年1月1日以前に生まれた人の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します

対象者の所得要件(所得が次の金額以下の世帯)	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減
43万円+(52万×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する人となります。

- ▷給与等の収入金額が55万円を超える人
- ▷公的年金の収入金額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人

●被用者保険の被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人は、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります

保険料の支払い方法

保険料の支払いは、『年金からの支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。口座振替を希望される人はお問い合わせください。

ただし、次のいずれかに当てはまる人は、『年金からの支払い』ができないため、『納入通知書』や『口座振替』により納めていただきます。

- 介護保険料が年金から引かれていない人(年金額が年額18万円未満の人)
- 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える人
- 新たに加入した半年の期間

【問い合わせ】 ○町民課保険医療係 ○北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証の更新と令和4年度の保険料～

保険証(被保険者証)が更新されます

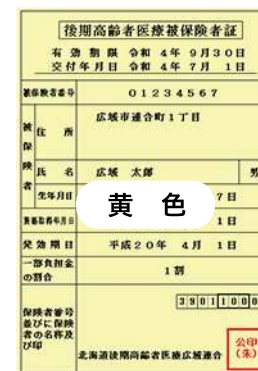
保険証が新しくなります

現在、皆さんが使用している保険証(被保険者証)の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証を使用してください。有効期限を過ぎた保険証については、ご自身で処分するか、町民課保険医療係に返却してください。

- 有効期限は、令和4年9月30日までです
- 窓口負担割合の見直しに伴い、被保険者の人へ、令和4年10月からの保険証を9月中に改めて交付します(窓口負担割合が変更とならない人も含む)

新しい後期高齢者医療被保険者証



減額認定証と限度証も新しくなります

現在、皆さんが使用している減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)と限度証(限度額適用認定証)も有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

新しい減額認定証と限度証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

引き続き交付対象に該当する人は、7月中に新しい減額認定証または限度証を郵送しますので、8月1日からは水色の減額認定証と限度証を使用してください。新たに必要となる人は、下記の交付要件に該当することを確認のうえ、町民課保険医療係へ申請してください。

- 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付対象は、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人です

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人 ▷世帯全員の所得が0円の人 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の人) ▷老齢福祉年金を受給している人
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人

- 限度証(限度額適用認定証)の交付対象は、次の現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する人です

現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当せず、3割負担の人と、その人と同一世帯にいる被保険者の人
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税の課税所得が380万円以上の被保険者の人と、その人と同一世帯にいる被保険者の人
現役並みⅢ	住民税の課税所得が690万円以上の被保険者の人と、その人と同一世帯にいる被保険者の人

新しい減額認定証



新しい限度証

